

永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日

告示第 101 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害時の情報伝達手段を確保し、災害から命を守る行動を促すことを目的として、町の同報系防災行政無線からの情報を受信するための装置（以下「戸別受信機」という。）及び電波受信状況により必要となる空中線設備（以下「アンテナ」という。）を購入し設置する費用の一部に対し、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、永平寺町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 38 号 以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の形式)

第 2 条 補助金の交付対象となる戸別受信機の形式は、次のとおりとする。

沖電気工業株式会社 戸別受信機（デジタル方式）

(補助対象経費)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費は、戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用とする。戸別受信機及びアンテナの修理、コンセントの設置、乾電池の購入、アンテナ設置に係る支柱の設置に係る費用については対象外とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に住所を有する事業所

(補助率)

第 5 条 補助対象となる戸別受信機及びアンテナの補助率は、別表のとおりとする。

(指定業者)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は永平寺町電器商業組合に加入する業者から戸別受信機を購入し、設置しなければならない。

(交付申請)

第 7 条 補助申請者は、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費明細（様式第 2 号）
- (2) 戸別受信機購入にかかる経費の見積書
- (3) 設置場所の地図
- (4) 世帯全員の所得証明書（※ 非課税世帯の場合のみ）

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の審査、聞き取り及び現地調査等を行い、その結果を永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第 9 条 前条の交付決定を受けた者で、内容を変更又は中止する者は、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）に、変更内容が分かる見積

書を添付して町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに附した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、戸別受信機を購入し設置が完了したときは、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添付して年度内までに町長に提出しなければならない。

（1）戸別受信機及びアンテナの設置に要した経費を証する領収書

（2）戸別受信機及びアンテナの設置を証明する写真（工事写真帳）

（3）その他町長が必要と認める書類等

2 町長は、前項の規定により、実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、報告書等の書類の審査、聞き取り及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の実績報告を提出し、交付を受けようとするときは、永平寺町防災行政無線戸別受信機購入費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めることができる。

（1）虚偽又は不正の申請が認められたとき。

（2）補助事業の施行が不相当と認められるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象	補助率	
	非課税世帯	非課税世帯以外
戸別受信機本体	2 / 3	1 / 2
アンテナ及び取付費	全額	全額

備考 ・アンテナ及び取付費の対象は、戸別受信機及びアンテナの取付工事、配線工事とする。

・本票により交付決定算出額を計算した際に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

・この要綱における非課税世帯とは、世帯全員が住民税非課税の世帯をいう。